

## 令和5年度第1回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和5年4月24日(月) 9時58分開会 11時12分閉会

2 場 所 倉吉市「倉吉シティホテル」

### 3 出席者

- (1) 常設審議委員 17名／23名 (出席者は別紙名簿のとおり)
- (2) 鳥取県農林水産部 ○○
- (3) 鳥取県経営支援課 ○○ ○○ ○○
- (4) 事務局 (農業会議) 倉益、熊谷、井上、中嶋

発言者等	議事要旨
1開会 事務局 (熊谷)	<p>(午前9時58分) 定刻前ではございますが、出席予定の委員の皆様がお揃いになられましたので、ただ今より令和5年度第1回常設審議委員会を開会いたします。</p> <p>まず、本会会議規則第7条に基づき、出席委員数の報告をいたします。</p> <p>本日の常設審議委員の出席は、別紙名簿のとおり23名中、17名の出席で、常設審議委員会運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しており、本委員会が成立することをご報告いたします。</p> <p>ここで、本年度から常設審議委員になられた7名の委員の皆様をご紹介いたします。</p> <p>お名前を申し上げますので、その場で一言簡単にご挨拶いただければと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>名簿の5番岩美町山本会長様、6番若桜町淺井会長様、8番三朝町山本会長様、10番琴浦町福田会長様、11番伯耆町加川会長様、13番日野町長住会長様、14番江府町加藤会長様、(委員がそれぞれ、名前を呼ばれた後、挨拶をした。)</p> <p>ありがとうございました。それでは、小林会長に挨拶をお願いします。</p>
2開会挨拶 小林会長	<p>皆様おはようございます。農業会議の小林でございます。開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。</p> <p>本日、令和5年度第1回常設審議委員会を開催致しましたところ、皆様にはご多用のところご出席を賜わり誠に有難うございました。</p> <p>さて、昨年は新型コロナウイルス感染拡大を初め、農家の現場では、肥料、飼料高騰により農家の経営を圧迫し、また自然災害も毎年のように繰り返し、農業を取り巻く内外の情勢は大変厳しいものがございます。</p> <p>また、国民生活に必要な食料品の値上げが2万品目になったと言われておりますが、この値上げは続き、本年11月には3万品目に達するのではないかとも言われておりますが、私たちの生活に多大の影響</p>

を与えるのではないかと心配を致しております。

また、農水省は先月27日の食料・農業・農村基本法の検証部会で、農業施策の見直しを示されました。現行法と同じく、専ら農業を営む者や経営意欲の有る者の発展を支援する事を掲げ、個人農家では第三者を含む経営継承の対策を講じるということであり、一方、兼業農家や半農半Xなど多様な担い手への言及はなかったと言われております。

まず、農水省が示した農業施策の主な見直し方向として6点上がってきております。その中では、まず、経営発展の意欲がある個人経営に農地などの円滑な継承対策を講じること、次に、効率的・安定的な農業法人像の明確化。3つ目が原価管理を含めた農業者の経営管理能力向上を図ること。次に、小麦、大豆、飼料作物の国内生産、水田の畠地化・汎用化ということも上がっておりました。また、多様な雇用労働力確保へ労働環境の整備などに関する施策を行うということ。それから、輸入に頼る肥料の使用削減や堆肥、下水汚泥資源の利用拡大というようなことが農業施策の主な見直しということで示されたということです。

また、総務省から12日、2022年10月1日現在の外国人を含む総人口が、前年比55万6千人、0.44%減の1億2494万7千人だったと発表がありました。12年連続の減少でございます。

その内、日本人は1億2203万1千人で、前年から75万人、0.61%減で、減少幅は11年連続で広がり、比較可能な1950年以降、最大となっております。そして、鳥取県は、20日、2023年4月1日現在の推計人口が、1945年の統計開始以来初めて54万人台を割り込み、52万9190人になったと発表がありました。前年に比べ5357人減少し、県人口は6年連続で過去最低を更新する見込みであると言われております。県人口のピークは1988年の61万6371人でした。

このような状況下、農地利用の最適化に向けて組織対策が行われておりますが、少子高齢化の中、そして基幹農業者も高齢化し、現在の農地を守り生かし持続可能な農業が図られ、安定した農業の取組みが図られるのか、この人口減少は、見過ごすことの出来ない課題であります。農業の後継者対策が喫緊の課題ではないでしょうか。

なお、本日の常設審議委員会におきましては、報告事項、審議事項は、鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針の変更についてということでございます。情報提供につきましては、令和5年度全国農業委員会会長大会について、食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見についてであります。十分な審議をお願いし、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

3 県農業振興監挨拶  
事務局  
(熊谷)

振興監

ありがとうございました。

それでは、ここで、県農林水産部農業振興監が交代されましたが、本日、振興監に出席いただきております。振興監にご挨拶を頂戴したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

皆様、おはようございます。4月の人事異動で振興監を拝命致しました○○でございます。経営支援課でも2年おりまして皆様方に大変お世話になりました。ありがとうございました。あらためま

してよろしくお願ひいたします。また、経営支援課長も○○から○○に代わりましたし、農地担当の補佐が、○○補佐が農業会議でまた一緒に仕事させていただくのですが、代わりまして○○となりましたのでよろしくお願ひいたします。

委員の皆様には、日頃から農地制度の適正運用に大変ご尽力賜っております。本当にありがとうございます。この常設審議委員会も2年ぶりに出させていただきましたが、農地転用許可の審議に当たりまして、公平性、客観性を担保して市町村間の判断の統一にも繋がる大切な会議と思っております。審議対象の案件が若干変更になっておりますので、私が経営支援課にいる時代からすると若干件数が減ってきてているのかと思いますが、農地を利用していく上で重要な会議だと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。私が関わらせていただいた時は、太陽光発電でありますとか、砂利採取の一時転用の案件とか、難しい課題がありましたが、皆様からたくさん問題提起をいたしました、ご意見ご助言をいたしました。農業会議とも一緒になって、都度都度議論をしていて、何とか対応してきておりましたが、現場では様々な問題が次々起きて、予期せぬことも起きているんだろうなと思っています。一律の解決策はございませんで、皆様のお知恵を拝借しながら、対応していくという形になろうかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本日、先ほど、小林会長からのお話もございましたが、農業経営基盤強化促進法等の一部改正がございまして、県の基本方針についてご審議いただくこととしております。農地や担い手に関する制度がいろいろ見直しがされてきておりますので、本日、その一端を説明させていただいてご審議いただくと言うことでございますが、今後とも皆様のお知恵を拝借しながら取り組みを進めて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局  
(熊谷)

振興監様ありがとうございました。ただ今の挨拶でも紹介がございましたが、県経営支援課の人事異動がございましたので、私の方から紹介させていただきます。

(県経営支援課長、農地担当の課長補佐を紹介した。)

○○課長には後ほど、説明の際、ご挨拶いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

最後に、本会事務局も異動がございました。私が次長として、そして、県を定年退職し、本会農地・組織課長に就任しております、井上課長です。引き続きよろしくお願ひいたします。

(それぞれ、短く挨拶した。)

それでは、以降、農業会議定款第44条、運営規程第4条第3項の規定に基づき、小林会長に議長として進行いただきます。よろしくお願ひいたします。

4議事録署名人の選任  
小林議長

それでは議事に入らせいただきます。  
議事録署名人の決定でございますが、慣例により議長から指名してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

小林議長	それでは、淺井委員(若桜町農業委員会会長)、加川委員(伯耆町農業委員会会長)の両名を指名いたします。
5 報告事項 小林議長	では、日程に基づき、報告事項です。 (1) 先月の農地転用許可状況について、県から報告願います。
県経営支援課 (○○補佐)	(資料1により説明)
小林議長	(質問・意見なし)
小林議長	議事に入ります。 まず、今月は、予定しておりました5条転用案件が来月以降へとなりましたので、皆様にはご了承願います。 事務局から農地法の規定に基づく県全体の一覧表により、状況を説明して下さい。
事務局 (井上)	今月は、先ほど、議長から説明がございましたように、第5条案件で、1件意見聴取予定で準備を進めておりましたが、市町村農業委員会で審議未了となり、再度、農業委員会で審議し、来月以降、意見聴取予定となっておりますので、よろしくお願ひいたします。 (一覧表を説明)
小林議長	それでは、議案審議に入ります。 説明して下さい。
事務局 (井上)	農業経営基盤強化促進法等の一部改正に基づく、県の農業経営基盤強化促進基本方針の変更について、これについては、常設審議委員会開催通知に資料同封しておりますが、内容について、県経営支援課より説明いただきます。よろしくお願ひいたします。
経営支援課 (○○)	失礼いたします。本年度、県経営支援課長を拝命致しました○○と申します。その前は、○○として、○○地区の農業振興なりに関わっておりましたが、この度経営支援課で農地、担い手の関係を担当することになりました。よろしくお願ひします。 最初に、説明を兼ねてご挨拶をさせていただきます。平素から農業会議におかれています農地制度に対してご尽力いただいております。また、常設審議委員会においては、適正な農地制度を実施するよう審議していただいておりまして重ねて感謝申し上げます。 さて、農業経営基盤強化促進法等の一部改正が4月1日から施行されております。利用権設定は農地法第3条と農地中間管理事業に集約されましたし、人・農地プランの実質化に取り組んでおりますが、10年後の姿を描いてということで地域計画という名前に変わります。2年間の経過措置が取られていますので、令和7年3月末までに計画を作成していくことになりますが、今の農林水産省の補助事業は採択要件に地域計画が作られていることという条件を課しているものもございますので、まずは、必要があるところから地域の実情に沿って作っていただくことが現実的でないかと考

経営支援課  
(〇〇)

えています。

今回、農業経営基盤強化促進法等の一部改正におきまして、県の基本方針の変更が3ヵ月以内、市町村で作っていただく基本構想の変更が6ヵ月以内と法律で定まっております。県の基本方針の変更の際には県農業委員会ネットワーク機構に、本県ですと農業会議に意見を聞くと決まっております。これについて、先日、小林会長、事務局と打ち合わせさせていただき、本常設審議委員会で説明させていただくこととなりました。今回の変更につきましては、基本的に5年に1回行うこととなっておりますが、前回の変更が令和2年7月にしておりまして、次期変更は令和7年7月にということで、今回は基盤法の改正を受けまして、必要最小限の法律改正に伴う変更としております。その他全体見直しは、食料・農業・農村基本法の見直し以降することになろうかと思います。皆様には、事前に資料送付させていただいておりますが、県の部内決裁の段階で、語句、記載順等修正が入っております。変更点については、修正がございませんのでそのことをご了解いただきたいと思います。それでは担当から説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

平素より大変お世話になっております。〇〇と申します。  
それでは、農業経営基盤強化促進に関する基本方針の変更について、説明させていただきます。お手元の資料2をご覧いただきたいと思います。資料2といたしまして、一枚ものが2枚と基本方針案として冊子にしたものがあるかと思います。こちら、較べてご覧いただきたいと思います。資料2に法律改正の内容が書いてございます。下線部が今回の法改正に基づき新たに加わった事項になります。2の(4)が新たに加わり、(5)で追記がされているものでございます。冒頭、会長の挨拶にもございましたが、農林水産省の施策の方針と致しまして、農業をもっぱら担う者の経営力の向上が掲げられております。あわせて、経営継承について(4)で記載しております。あわせて、(5)で効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を掲げてきましたが、今回の改正で、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標も掲げることになっております。

それでは、基本方針の変更について具体的に説明させていただきます。鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針の変更についてという資料をご覧下さい。変更のポイントと考え方を記載しております。先ほど、課長の挨拶にもございましたように、本年は5年ごとの見直しの中間点であり、大きな見直しではなく、今回の法律の改正にあわせた見直しということにいたしております。具体的に1農業経営基盤強化促進法の改正に伴う変更で一つは、先ほど挨拶でございましたが、「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化されたことを反映させております。冊子の2ページから、赤字で人・農地プランを「地域計画」に変更しております。「地域計画」については以降、同様に変更しております。また、14ページに2農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的事項として、地域計画促進事業を記載しております。

一枚ものにお戻りいただきまして、法第5条の2に基づき、基本方針に定める事項を追加しております。これにつきましては、冊子の9ページをご覧下さい。これが項目として追加したものでございます。鳥取県では、農業を担う者の確保及び育成のための体制の整備その他

支援に関する事項として、令和4年に鳥取県農業経営・就農支援センターを設置しております。これについては、新規就農者の育成から経営発展まで一連の支援を現在取り組んでおりますが、これについて具体的に冊子の9ページから11ページまで記載しております。

一枚ものにお戻りいただきまして、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、これが冊子で6ページになります。これに加えて、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」の追加になりましたが、準経営体としてすでに基本方針に取り入れておりました。従いまして、本県での集積目標18,235ha、集積率は59%、これについては変更することなく、このままでということに致したいと思います。但し、市町村基本構想で、継続的に農業を担う者が地域計画に位置づけることができるようになりました。県としてこれらの方の数値が把握できておりません。したがいまして、6ページに記載したように今後整理するとしております。今後、作成される地域計画を見ながら、本基本方針に反映させていきたいと思います。また、その他の指標について、新型コロナウイルス等の影響により地域における話し合いの機会が十分に持てなかつたことから、現在の数値目標のまととします。冊子の7ページですが、労働時間、所得目標について、経営モデル類型の基礎となる経営指導の手引きの改定前でございます。基本的に前回の指標のまととすることとしたいと思います。以上、今回の変更の主な内容でございます。

小林議長

説明が終わりました。

委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。はい。

石委員

特別中身に課題があるということではございません。役所が作るところな素晴らしいものができるんだなと感心を致しました。が、これを読むのにかなり集中力と忍耐が必要です。で、どんな形で農業者まで徹底していくのか、これを読み切るのは大変だなあと思うので。質問をさせていただきたい。

経営支援課  
(〇〇)

今回の基本方針というのは、県内の市町村を網羅したようなものになります。これを元にして市町村で半年以内に基本構想を変更されることになります。現場では県の基本方針ではなくて、基本方針に基づいて基本構想を作られることになります。この基本構想策定にあたっては、農業委員会、農協、農業者の意見を聴いて反映させるということになっております。また、市町村広報ですとかインターネットでの公表ということもありますし、農業委員会においても広報されると思いますし、意見聴取の際にはご質問等していただければと思います。よろしくお願いします。

石委員

それでこの冊子ですが、ページをすべてバラして見たときに、現状とか、目指すべき方向とか、重複する部分が何カ所もあると思っています。これを読み切るのに余計、根気がいると思いましたので、そこらをもう少し簡便に、県の方が書くとこうなるのは分かりますが、もう少し分かりやすい表現なり、冊子の作り方というのを工夫していただけると良いのにと思いましたので、これは一人の個人的な考えかもしれません、そんな努力をしていただきたいと思います。現状なり方向性なり、非常に重複する部分があつたので、読むのに集中力を求められることになっていると思いましたので、合理

的な整理をして欲しいと、私の要望は以上です。

小林議長

私がから県にお聞きしたい点が一点ございます。市町村へ2年間で地域計画、目標地図を作りましょうとなるわけですが、地域計画が法定化されたがしかし、市町村が地域計画を作る上で、県がどこまで指導しているのか。なぜそう言うかというと、市町村で意向調査をやらないと現状把握できません。文書を発すればそれが末端まで届くものではないと思う。県も市町村も農業委員会も農業団体も一緒になって現場に出て行って声を聴かないと実態把握できないと思う。各市町村への発信状況なり、具体的にどれくらい進んでいるのか。

経営支援課  
(〇〇)

基本的に地域のことを考えてみようというのが人・農地プランの始まりでした。市町村、県農林局、農協等のメンバーで人・農地チーム会議ということでみんなで考えていきましょうと、時には集落にも出かけていって話をしましようと始まっております。あくまで、地域の課題を地域で考えようと、行政としても必要な支援は変わりませんので、県としてもやってきたと思っております。今後2年間で地域計画、目標地図を作成ということになりますが、農水省もどこまで詳細なものが必要かということを示しておりません。今はとにかく事業で必要というものを優先に作っていこうと考えているところです。

小林議長

3年間のコロナウィルス感染症によるブランクがあります。その間の集落に出向いての調査ができていないと私は思う。どのようにして令和7年3月までに地域計画ができる環境を持って行くのか、このことだろうと思っている。記載してあることはこれで良いと思うが、現場の実態を把握してどのように取り組んで行くのかが課題だろうと思う。

石委員

会長の話を聞いていて今思ったのは、県の責任ではないと思うが、現場の農家と話をするのは、県の後押しも必要だが、やはり市町村農業委員会も大きな役割を果たして行かれると思うが、その時に、先ほど申し上げた、中々読み碎いてということにならないで、簡単なダイジェスト版のような農家の皆さんに分かりやすい資料を県と市町村が一緒になって作るのが一つの方法ではないかと思います。

吉田委員

皆さん、おはようございます。八頭町の吉田です。行政の代表としてこの場に出させていただいております。やはり、行政だけではこのことは進められないと私は思っております。農業者の皆さんにしっかりと理解していただくというのが一番だと思います。そういう面からすると、市町村と県はしっかりと連携を取っていただきたい。そして農業委員会、JA、土地改良区など共通認識で同じ方向に進んでいく必要があるだろうと思っており、早め早めの対応を是非お願いできたらと思います。

県〇〇

いろいろなご意見ありがとうございます。実は今週も木曜日と金曜日にブロック毎に会議を持つようにしております。担い手育成機構には大変お世話になって、農業会議もお世話になっておりますが。皆さんのが言われるように最後動かなければいけないのは、市町村毎

	<p>であつたり集落毎であつたり小さな単位での活動になります。それをやるに当たっては、各市町村毎に人・農地チーム会議をおいていろいろな検討をしているところですが、中々温度差があつたり、先程来出ておりますようにコロナの影響もあって出来ていなかつたり、いろいろ課題があります。体制を再構築してしっかり現場の状況を把握したり、現場を動かすための取り組みを強力に進めなければならぬと思います。是非とも皆様方にもご尽力いただきたいと思います。よろしくお願ひします。</p>
小林議長	<p>他にご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
小林議長	<p>それでは、お諮りします。 本件の農業会議の意見としては、異議なしとしてよろしいか、賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
小林議長	<p>ありがとうございました。それでは異議なしという意見で回答することといたします。</p>
6 情報提供	<p>(1) 全国農業委員会会長大会について (2) 食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見について</p>
小林議長	<p>事務局説明して下さい。</p>
事務局 (倉益)	<p>(別紙、資料により説明)</p>
小林議長	<p>説明が終わりました。 委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。</p>
石委員	<p>今の説明で考え方方が都市的であると異議を唱えているということありますので、私も同感でありまして、その部分は地方としての意見を伝えて欲しいと思います。この頃テレビを見ていると、過疎の所に移住してきた人が自給自足をしていらっしゃるという番組がある。それはそれで一つの取り組みとして理解はできますが、実際に、現実の厳しさを伝えられる例は少ないと思います。農業会議としてそこはしっかり頑張っていただきたいと思います。</p>
小林議長	<p>その他、ご質問、意見はございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
7 その他 議長	<p>その他として、皆さんから何かございますか。はい、事務局。</p>
事務局 (倉益)	<p>(事務局から5月の次回開催と6月の日程について説明)</p>

議長	その他として皆さんから何かございますか。
8閉会 議長	それでは、以上をもちまして、本日の常設審議委員会を閉会いたします。 (午前11時12分)